

大月市第3期教育振興基本計画



仁科幸子（絵本作家）

令和2年4月
大月市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の性格	2
4	計画の期間	2
第2章	教育を取り巻く社会の状況	3
1	人口減少と高齢化の進展	3
2	グローバル化の進展	4
3	超スマート社会（society5.0）の到来	5
4	家庭環境や地域社会の変化	6
5	安全・安心に対する意識の高まり	7
6	多様な学びの必要性の高まり	8
7	未来への希望	9
第3章	大月市の目指す方向	10
1	基本理念	10
2	基本目標	11
3	施策体系	12
	基本目標1 「生きる力」を育む質の高い教育の実現	13
	基本方針1 バランスの取れた知・徳・体を育成します	13
	基本方針2 学校・家庭・地域による教育を推進します	20
	基本目標2 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	22
	基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	22
	基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに 努めます	25
	基本目標3 だれでも安心して学べる教育環境の整備	26
	基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます	26
	基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	29

大月市第3期教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）の策定にあたり、大月市第2期教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）を改訂し、これをもって「大月市の教育に関する大綱」とします。

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

- 平成30年に制定された国の「第3期教育振興基本計画」（以下「国教育基本計画」）においては、目指すべき子供像として、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を掲げ、そのための基本的な方針として「夢と希望を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」ことが示されました。令和元年6月に策定された「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」（以下「県教育基本計画」）においては、基本理念として「学び続け 共に生き 未来を拓くやまなしの人づくり」が掲げられ、その実現のために、個人の学びの成果を、教室や地域の仲間との学びで活用し、さらに新たな学びを創出していく、学びの好循環を推進していくことが示されました。また、平成30年3月に策定された「大月市第7次総合計画」（以下「市総合計画」）でも子供の教育や生涯学習にかかわる施策が明示されています。
- 一方で、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、超スマート社会の到来、家庭環境や地域社会の変化等々、子供たちを待ち受けているすぐそこにある未来社会は、人類がかつて経験したことがないような変化の激しい時代となります。このような激変する社会を生きていくために、多様な学びの必要が高まっています。
- 大月市教育委員会においては、この国教育基本計画と県教育基本計画及び市総合計画を踏まえつつ、社会の変化に応じた、新しい時代に相応しい教育行政のあり方や施策の基本的方向を明確にするために、令和2年4月に「大月市教育振興基本計画」（以下「教育基本計画」）を策定し、教育理念を「夢にむかい 共に学び 共に生きる ～ふるさと教育の推進～」と掲げるところであります。

2 計画の位置付け

- この教育基本計画は、教育基本法第17条第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、県教育基本計画との整合を図り策定するものです。

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年5月17日法律第29号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画の性格

- この教育基本計画は、今後の大月市教育を推進するための基本方針となるものであり、社会情勢の変化を踏まえ、教育の基本理念等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにするものです。
- この教育基本計画は、本市の教育の理念や進むべき基本的な方向を明らかにすることにより、その理解と協力、参画を求めるものです。

4 計画の期間

- この教育基本計画の対象とする期間は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 人口減少と高齢化の進展

- 本市においても急激な人口減少と併せて少子高齢化が加速度的に進行し、それに伴い、生産人口も減少しており、経済活動は縮減の方向にあり、地域の産業振興のあり方が課題です。
- 本市は、東京へのアクセスが良く、若年層は東京等へ流出していく傾向が強く、魅力ある街づくりを通していかにして人口流出に歯止めをかけるのが課題です。
- 人口減少、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減収が進む中で、いかにして持続可能で活力のある社会をつくるのが課題です。
- 人口減少に伴う経済の縮減に伴い、今までの物の豊かさが追い求められた時代から新たな生き方についての問いが投げかけられています。また人生100年時代の豊かな生き方も課題です。

これからの教育に求められること

- 生産年齢人口の減少が危惧される中、これを克服するためにAI（人工知能）やロボットに期待が寄せられており、今後も科学技術の急速な進展が予想されますが、何を求めてAIやロボットを活用するのか、この目的を考え出すのは人間自身です。どのような未来を創るのか、どのように社会や人生をよりよくするのか、場面や状況を理解し、目的を設定することが必要です。社会の変化に主体的に向き合い、自ら問いを立て他者と協働しながら問題を解決する「生きる力」を育むことが、これからの教育に求められています。
- 日本では、人口減少の一方で長寿化が進み、人生100年時代が予想されています。これまでの「教育・仕事・老後」といった単線型の生き方から、生涯に複数の仕事を持つことや、働きながら自ら学習し、地域社会の課題解決に取り組む複線型の生き方が一般的になると考えられています。これからの時代、一人一人が生涯にわたって学び続け、学んだことを生かすことができる社会づくりの推進が求められます。

2 グローバル化の進展

- グローバル化の進展により、世界との関わりはより緊密化し様々な変化に直面しています。また、経済をはじめ、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。
- 富士山が世界遺産に登録された2013（平成25）年以降、富士山への窓口として大月市を通過する外国人観光客も増えています。また2019年（平成31）年施行された出入国管理法の一部改正に伴い、今後増える外国人に対しても、おもてなしの心で対応することが求められています。
- 一方でグローバルな視点だけではなく、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、地域づくりに積極的に参画する人材育成も進める必要があります。

これからの教育に求められること

- 2015（平成27）年に国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から、外国語活動の小学校中学年への導入や高学年での教科化を含め、小・中・高等学校を通じた外国語教育のさらなる充実を図るため新学習指導要領の着実な実施及び異校種間の連携等を促進する必要があります。
- グローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められています。また、本市で暮らす外国人や、東京オリンピック・パラリンピックで訪れる外国人との交流を図り、生活、文化、伝統等について、互いに理解し尊重し合える機会をつくることも必要です。

3 超スマート社会（Society5.0）の到来

- 21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになっていくことです。
- 技術革新により開発が進んだAIが様々な判断を行ったり、身近なモノの働きがインターネット経由で最適化されたりする超スマート社会（Society5.0）の到来が、社会や生活を大きく変えていくと予測されています。
- さらに超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のサービスを生み出すことができる人材の育成が求められています。

これからの教育に求められること

- 仕事をはじめ、家事や余暇、生涯学習等、あらゆる活動においてコンピュータ等の情報機器を使い、情報を収集・選択・活用して適切に課題の解決を図る情報活用能力が、だれにも求められる時代が迫っています。どのような職業に就くとしても、コンピュータを理解し活用する力を身に付けることが求められます。
- AI・IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ等により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず専門分野の枠を超えた教科等横断的な調和のとれた学習を通して、幅広い知識と教養を身に付けることにより、問題を発見し解決する能力を育む必要があります。
- スマートフォン等の普及に伴い、子供たちは、インターネット上にあふれる違法情報・有害情報に日常的にさらされている状況にあります。また、長時間利用による生活の乱れや有害サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを介した被害が増加しているだけでなく、他者の個人情報や漏らしたり、傷つける言葉をインターネットに公開してしまったりするなど、利用者自身が加害者となる危険もはらんでいます。いかに技術が進歩しようとも、顔が見えないコミュニケーションだからこそ、これまで以上に相手を思いやる意識を強く持ち、安全で正しい利用がなされるよう、情報モラルを高める教育の必要性が高まっています。

4 家庭環境や地域社会の変化

- 全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自尊心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供たちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。
- 核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しており、子育てについての悩みや不安を抱えている保護者が増えています。また、ライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。
- また、地域社会においても、核家族化の影響や人口減少に伴う過疎化等により、地域社会での人間関係の希薄化が懸念されています。

これからの教育に求められること

- 保護者と子供との会話やスキンシップは、子供にとって安心感や家庭への愛着を生み、家庭教育の基盤をつくる大切な営みです。しかし、家庭を取り巻く環境の変化から家庭状況が多様化し、家庭教育に不安を抱える保護者も増えています。PTA や子育て経験者等の地域の人材が連携・協働して、子育てに関する相談の機会を設けるなどの家庭の孤立を防ぐ支援が求められます。
- 子供たちは、地域行事やボランティア活動への参加をはじめ、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育むことができます。学校には、豊かな教育資源を持つ地域のコミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりが求められています。学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つ好循環を目指すことが、地域人材を育てる観点から重要です。
- 文化芸術は、人が人らしく生きるための糧となり、共に生きる社会の基盤を形成するものです。一方、スポーツは心身の健康の保持増進ばかりでなく、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するなど、地域社会の再生を促すものです。また、学校側の視点からは、文化芸術スポーツ等活動を契機に地域の方とふれあう活動から、郷土を大切に思う心の醸成が求められます。

5 安全・安心に対する意識の高まり

- 東日本大震災は、地震、津波だけでなく、原子力発電所の事故も伴う未曾有の大災害となり、計り知れない被害をもたらしました。本市では、2014（平成 26）年の記録的な雪害時で見られた市民による、被災者の救済活動や雪かき等の助け合いは、人々をつなぎ支え合う共助の精神を示すものでした。
- 自然災害ばかりではなく、様々な事件・事故も全国的に多発しています。特に子供や女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。犯罪や事故の起きにくく、子供たちの人権が擁護された、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが期待されています。
- 子供たちの人間関係は些細な事でバランスを崩しやすく、この不安定な人間関係を要因の一つとして、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が発生しています。子供たちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域の連携はもとより、教員が一人一人の子供と向き合うことのできる教育環境の改善が求められています。

これからの教育に求められること

- 自然災害や事件・事故の危険から子供たちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備や学校安全計画を見直すなど、継続的な取組が必要です。また、生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進を図る必要があります。
- 災害だけでなく、凶悪犯罪等、子供たちを取り巻く多様な危険を的確に捉え、家庭、地域、警察・消防等の関係機関とも連携・協働しながら、子供たちの発達段階や地域の実情に応じた安全・安心を守る取組を、全ての学校において推進する必要があります。また、その際には、系統的・体系的な安全教育を推進するとともに、教員が各キャリアステージで必要とされる学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修が必要です。
- 教員が多様な子供たちの状況に的確に対応する環境を整える必要があることから、学校現場における勤務の適正化等、多忙化を改善する必要があります。教員が子供たちと向き合う時間を確保し、いじめの未然防止等につながる子供に寄り添ったきめ細かな指導を行うことが求められます。

6 多様な学びの必要性の高まり

- 家庭の経済状況が、進学率や学力、体験の豊かさなどに影響を及ぼしています。個々の家庭の経済状況にかかわらず、子供たちに必要な力を育てていくために有効な取組を展開していくこと、学び直しの充実等を通じ、育むべき力を確実に身に付けられるようにしていくことが学校教育に期待されています。
- 全ての学校や学級に発達障害を含めた特別な支援が必要な子供たちが在籍していることを前提に、一人一人の障害の状態や発達の状況に応じた指導や支援により、その力を伸ばしていくことが求められています。
- 外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍であるなどの、外国につながるのある子供たちは増加傾向にあり、その母語や日本語を使える能力も多様化している状況にあります。こうした子供たちが、一人一人の日本語の能力に応じた指導を受け、学習や生活の基礎を培うための支援を受ける必要性が増しています。
- 人生100年時代においては、生涯の様々なステージで必要となる資質・能力を身に付け、発揮することが重要になります。何歳になっても学び直し、新しいことにチャレンジでき、家庭の事情にかかわらず、それぞれの夢に向かい努力できるよう一人一人の可能性とチャンスを最大化できるよう環境を整える必要があります。

これからの教育に求められること

- 子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、県や関係機関と連携し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援を推進していく必要があります。
- インクルーシブ教育を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びや交流・体験を確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の状況に応じた指導や支援を充実させる必要があります。
- 外国籍の子供や帰国児童生徒の海外における学習・生活体験を尊重しながら、学校への円滑な適応を図るため、子供の状況に応じた日本語指導が必要であり、また子供の貧困等のほか、特別な配慮を必要とする全ての子供たちにも同様に、一人一人の状況に応じた指導や支援が必要です。
- これまでに学習した知識や技能が、次の学習や日常生活につながり、活用できた経験は、喜びだけではなく、次の学びへの活力にもなります。人生100年時代を見据えた生涯学習では、身に付けた知識・技能等を家庭や地域、余暇や仕事の場面で活用し、その経験をさらに次の学びに生かす生涯学習が求められます。

7 未来への希望

- 2021（令和3）年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの外国人が本市を訪れることが予想されます。交流を通じた地域の活性化を進めるとともに、「多様な人々が共に生きる社会」の実現に不可欠な他者への思いやりや共感を、子供たちに培う契機としていかななくてはなりません。
- 変化の激しい時代だからこそ、子供たちは、受け身ではなく変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や人生をより豊かなものにしたり、現在では想像できない未来の姿を描き、実現したりすることが必要とされています。2020（令和2）年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施となります。各学校は、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むための「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。さらに、一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と連携・協働し、自己実現と社会貢献を図ることが期待されています。

これからの教育に求められること

- 急速に技術革新が進展する中、AIにはない人間ならではの感性や創造性が果たす役割の重要性が増しています。本市の豊かな自然、文化、歴史、産業はもちろんのこと、身近な人々からも感性や創造性を育むことへの影響を受けています。本市の恵まれた環境、特に学校を核とするコミュニティは、子供の感性や創造性をさらに磨き育てる身近で豊かな環境となることが期待されます。
- 一人一人が、個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習が必要です。併せて、一人一人の個性や能力を認め合い、それぞれの長所を生かして、支え合い、高め合い、よりよい社会づくりに向けて「協働」し、新たな価値を「創造」する教育の推進が求められます。

第3章 大月市の目指す方向

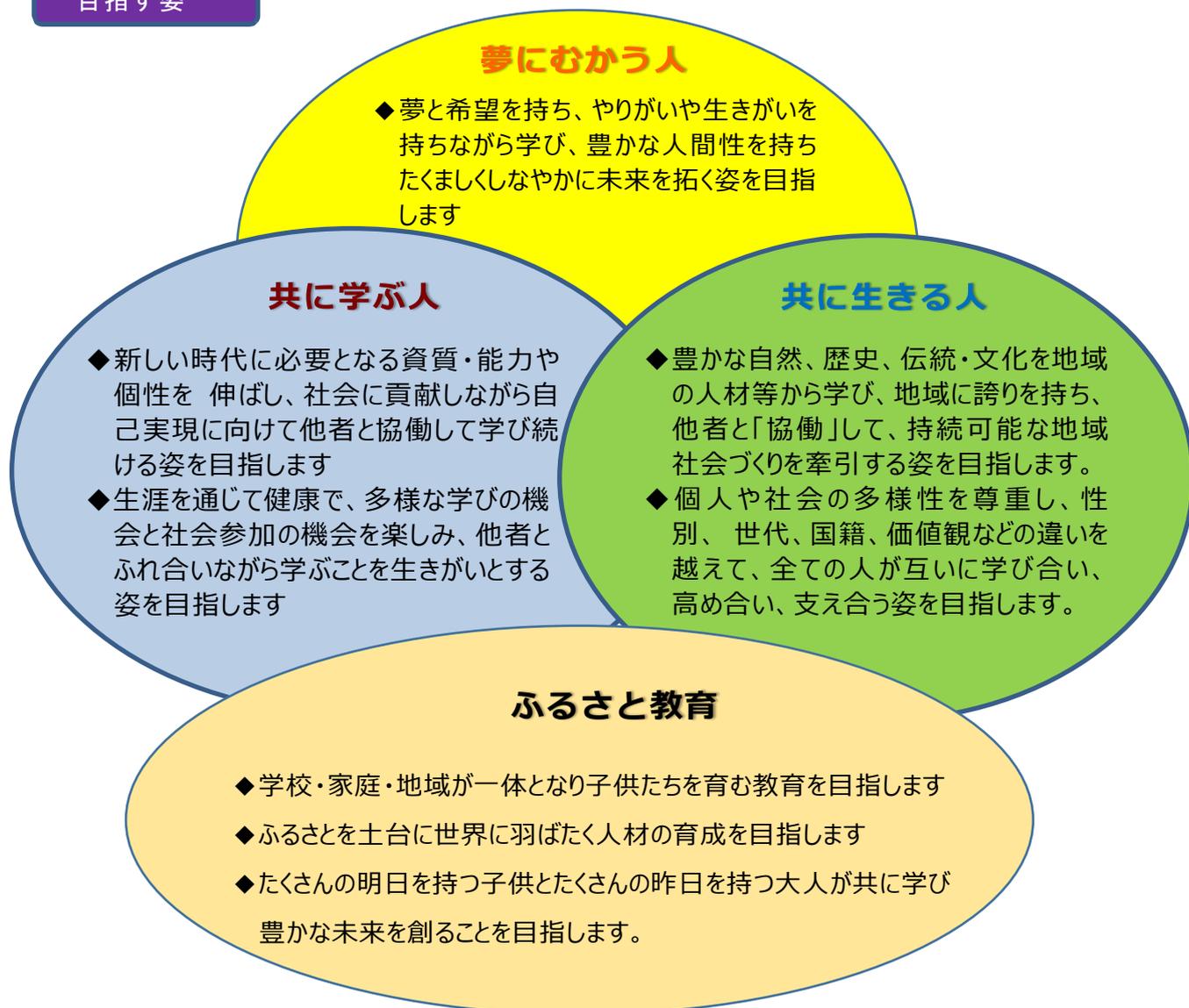
新しい教育基本計画では「夢にむかい 共に学ぶ 共に生きる ～ふるさと教育の推進～」を基本理念に掲げ、計画を推進していくこととします。

子供たちには多くの明日があります。大人たちにはたくさんの知恵と経験が詰まった昨日があります。その子供たちと大人たちが、共に学ぶことを通して、さらに豊かな未来に向かうことができます。

1 基本理念

夢にむかい 共に学び 共に生きる ～ふるさと教育の推進～

目指す姿



2 基本目標

基幹目標

地域ぐるみの「ふるさと教育」の推進

- ◆子供たちが夢と希望に向かって学ぶことができるように、学校・家庭・地域が一体となり、支援し、ふるさとに誇りを持ち世界に羽ばたく人材の育成に努めます。
- ◆学びを通して、市民が広くつながり、豊かな人間性の醸成と生き甲斐のある人生の創造の支援となるような生涯学習の推進に努めます。

基本目標Ⅰ

「生きる力」を育む質の高い教育の実現

子供たちが夢に向かい粘り強く努力するとともに持続可能な社会の創り手として「生きる力」を育むため、個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。

【基本方針】

1. バランスのとれた知・徳・体を育成します
2. 学校・家庭・地域による教育を推進します

基本目標Ⅱ

人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

生涯を通じて、多様な学びの機会と社会参加の機会を確保できるよう努め、併せて、市民が健康で心豊かな生活を送るために、スポーツ及び文化芸術にふれあい親しむ機会の充実を図ります。

【基本方針】

1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します
2. 生涯にわたって活躍できる基本としての学びの体制づくりに努めます

基本目標Ⅲ

だれもが安心して学べる教育環境の整備

だれもがあらゆる機会にあらゆる場所で学べるよう学びの機会の充実を推進します。また、子供と教員が向き合う心や時間のゆとりの確保に努めます。

【基本方針】

1. 質の高い教育のための環境整備に努めます
2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

3 施策体系

基本
理念

夢
に
向
か
い

共
に
学
び

共
に
生
き
る

く
ふ
る
さ
と
教
育
の
推
進

■ 基幹目標
地域ぐるみの「ふるさと教育」の推進

■ 基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現	
■ 基本方針	■ 施策項目
1. バランスのとれた知・徳・体を育成します	(1) 確かな学力の育成
	(2) 豊かな心の育成
	(3) 健やかな体の育成
	(4) 幼児期における質の高い教育の推進
2. 学校・家庭・地域による教育を推進します	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 学校・家庭・地域との連携・協働の推進

■ 基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	
■ 基本方針	■ 施策項目
1. 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	(1) 生きがいを持ち社会参画するための学びの推進
	(2) よりよい地域づくりに向けた学びの推進
2. 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます	(1) 社会人の学び直しの支援
	(2) 障害者の生涯学習の推進

■ 基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備	
■ 基本方針	■ 施策項目
1. 質の高い教育のための環境整備に努めます	(1) 学校における働き方改革の推進
	(2) 魅力ある学校を支える指導体制の充実
	(3) ICT 活用のための基盤整備
	(4) 安全・安心で質の高い教育環境の整備
2. 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援
	(2) 多様性を包み込む教育の推進

基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現

基本方針1 バランスの取れた知・徳・体を育成します

1 施策の方向

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育と「ふるさと教育」で、しなやかで豊かな心の涵養を目指した教育の充実を図ります。
- 社会的自立を目指し、不登校の未然防止と不登校児童生徒に寄り添った支援を一層推進するため、中核的・広域的な対策の充実を図ります。
- 自分たちの暮らす郷土の歴史や文化に出会い、実物にふれることを通して、自己と対話しながら郷土を大切に作る心を育てるよう取組に努めます。
- 学校の教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導を適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図ります。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見通し、必要な資質・能力を遊びや生活の中で育めるよう、きめ細かな指導の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に向け、カリキュラムの共有や幼児と児童との交流等の取組を推進します。

2 施策の内容

基本方針1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 確かな学力の育成	<p>① 確かな学力を伸ばす教育の充実</p> <p>主な取組</p> <p>ア 生きて働く知識及び技能の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業力を高め、「やまなしスタンダード」の視点に基づく分かりやすく楽しい授業を行うための工夫・改善に努めるとともに、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。 ・山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査等の調査結果の分析を行い、指導方法の改善策について学校と教育委員会で意見交換を行い、対策等の検討を進めます。 <p>イ 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県学力把握調査、全国学力・学習状況調査等の結果から課題を明確にする中で、児童生徒の学習に対する達成感や目的意識の醸成を図ります。 ・体験的な学習や問題解決的な学習を導入し、知識や技能を活用した課題解決の過程を通して、深い理解を伴う知識や技能の習得、及び思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。 ・家庭生活や社会の課題を通して、思考力・判断力・表現力等を育む指導方法の研究を進めます。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 確かな学力の育成	<p>ウ 学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学んだ知識・技能を活用して問題を解決する場面を設定することで、学習内容の有用性に気付かせ、さらに学ぼうという意欲を高めます。 ・児童生徒が学習意欲を高め、学習習慣の確立につながっていく学習評価の改善を図ります。 ・探究的な学習の過程において、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりする学習活動を導入し、主体的に課題に関わり、課題を解決するために必要な情報を検索、収集、活用する力を育みます。 <p>エ 言語活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動の充実を図ります。 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、各教科等の特性に応じた言語活動を取り入れ、言語能力の向上を図ります。 ・言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成することを目指します。 ・新聞等を活用し、児童生徒が生きていく社会を教材に取り入れ、課題を見付け、考え、解決する力を培う取組の工夫を推進します。 ・校内研修を充実させ、言語活動を充実するための指導力向上を図ります。 ・日常生活や社会と、授業内容とを関連付け、身近にある科学に気付かせることにより、学ぶ意欲や関心を高めるとともに、問題解決的な学習を通じて、論理的な思考力や科学的に探究する力を育成します。 <p>オ 英語をはじめとした外国語教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校間において外国語教育の連携を図り、各学校段階の学びを接続させながら、外国語によるコミュニケーション能力を育成します。 ・外国語活動及び外国語科の学習において、各単元で「CAN-DO リスト」形式により、学習到達目標を明確にします。 ・外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成に向けて、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の学習到達目標に応じた授業づくりに取り組みます。 ・外国語指導助手、専科教員の活用を図る指導体制や指導方法についての支援を行い、児童生徒が英語に触れる機会を充実し、実際のコミュニケーションの場面とする授業づくりを推進します。 ・実用英語技能検定等の外部検定への受験を推奨し、生徒の学習意欲の喚起を図り、英語力の向上に努めます。 ・実用英語技能検定の受験に要する費用を助成することで、中学生の英語力向上を図ります。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 確かな学力の育成	<p>カ 情報活用能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報社会を主体的に生き抜くために必要な情報活用能力を育成するため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ります。 ・ 必要な情報を、収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用の実践力を育成します。 ・ 情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解する心を育成します。情報社会の創造に参画しようとする態度を育成します。 ・ プログラミング教育を通して、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができる体験をさせるなど、「プログラミング的思考」を育成します。 ・ ICT 支援員を配置し、教員の ICT 活用能力及び活用指導力の向上を図ります。 <p>キ 問題発見・解決能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自ら学習課題や学習方法を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう、教育課程の工夫を行い、問題の発見・解決に必要な力を身に付けられるようにします。 ・ 総合的な学習（探究）の時間における横断的・総合的な探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことなどを通じて、各教科等で身に付けた力を統合的に活用できるようにします。
	<p>②各段階（小学校・中学校）の連携の推進</p> <p>主な取組</p> <p>ア 小・中の教員の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中の系統的な学習指導を進めるために、小・中の教員が連携し、教科や領域の研究を進めます。
	<p>③命を守る教育の推進</p> <p>主な取組</p> <p>ア 命を守る教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのかけがいのない命の尊さについて理解し、自分の命を大切にすることを育成を図ります。 <p>イ 教員の資質・能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の立地等の実情を踏まえ、教員等のキャリアステージに応じた防災・防犯・交通安全研修を実施し、児童生徒の安全確保に努めます。 <p>ウ 安全・防災教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険に際して自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、災害後等の自助・共助・公助の視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容を充実します。 ・ 実践的な避難訓練を行います。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(1) 確かな学力の育成	工 山梨県学校防災指針の活用 ・山梨県学校防災指針を積極的に活用し、児童生徒の発達の段階に応じた防災教育を行います。
	④主権者教育の推進 主な取組 ア 主体的に社会参画する主権者の育成 ・社会の形成者として主体的に参画し担うための資質・能力の育成を、小中社会科をはじめ、学校の段階に応じて教科等横断的に推進します。
	⑤環境教育の推進 主な取組 ア 環境問題等に主体的に関わる能力や態度の育成 ・各教科等の学習内容を相互に関連させながら、持続可能な社会の構築を目指して、環境問題の教育に努めます。
(2) 豊かな心の育成	①道徳教育の推進 主な取組 ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ・道徳科を要として、各教科等と道徳教育との関連を明確にした指導計画の整備や改善を推進し、学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の充実を図ります。 ・家庭、地域の理解や協力を得た道徳教育を行うために、学校の様子に応じ地域人材を活用した道徳教育等地域ぐるみで行う道徳的活動ができるよう努めます。
	②生徒指導の充実 主な取組 ア 魅力ある学校・学級づくりの推進 ・問題行動の未然防止という視点から、道徳科や学級活動の時間に、人権尊重、正義感や命の大切さなどの育成に重点を置き、魅力ある学校・学級づくりを推進します。 ・教員間の指導指針の共通理解を図り、組織的・体系的な指導・支援や諸問題への早期対応を行います。 イ 小・中学校の教員の連携 ・児童生徒が継続的な指導や支援を受けられるよう、異校種間で情報交換等の連携を行います。 ウ 学校における指導・相談体制の組織的な整備 ・学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な生徒理解に努めます。 エ 教員の指導力向上 ・研修会・講演会等を実施し、教員の見識を高めるとともに指導力の向上を図ります。 オ 警察との連携 ・学校と警察の連携により、問題行動の未然防止や発生時の迅速な対応に努めます。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(2) 豊かな心の育成	<p>③いじめ・不登校等への対応の徹底</p> <p>主な取組</p> <p>ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教育委員会が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知したりする等、未然防止、早期発見、迅速・適切な対応ができる体制づくりを進めます。 <p>イ いじめ・不登校に対する学校全体での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こりうる」との認識の下に、いじめ問題の未然防止のための取組を推進するとともに、いじめアンケート調査を実施する等、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、迅速に対応し、早期解消に向け、学校と関係機関が連携して取り組みます。 ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育の指導の充実を目指します。 <p>ウ 不登校に悩む保護者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と大月市教育支援センターが連携し、不登校に悩む保護者の児童生徒に対する具体的な関わり方について理解を深める取組を行います。
	<p>④教育相談の充実（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用）</p> <p>主な取組</p> <p>ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや・スクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談の充実や関係機関とのネットワークを活用した支援を行う体制の構築を図ります。 <p>イ 小・中学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中1ギャップによる不登校問題やいじめの問題に対応するため、小・中学校の連携を強化します。 <p>ウ 不登校児童生徒の教育の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等を踏まえ、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、関係機関と連携した支援を推進します。 ・不登校児童生徒が再登校を目指して、個に応じた学習や体験活動等を行う大月市教育支援センターの機能充実に努めます。
	<p>⑤体験活動や読書活動の充実</p> <p>主な取組</p> <p>ア 体験を重視した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等において、地域の学習素材を生かした、自然体験や社会体験、社会奉仕活動、地域の人々との交流活動等、体験を通して、自分の住む地域を知り、愛着を醸成する取り組みに努めます。 ・多様な人材の参画による教育支援活動が促進されるよう地域と学校をつなぐ活動充実に努めます。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(2) 豊かな心の育成	イ 学校図書館を活用した授業の促進 ・読書集会、学年を越えた読書の交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。 ウ 読書活動をより活発にするための取組 ・朝読書等の一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施により、読書活動をより活発にします。
	⑥福祉教育の推進 主な取組 ア 福祉教育の推進 ・乳幼児等とのふれあい体験、高齢者・障害者との交流体験、講話をとおり、福祉について理解を深めるとともに、他者を思いやる心の育成を図ります。 ・小学校と特別支援学校との児童生徒の相互交流が図れるように努めます。
	⑦人権教育の充実 主な取組 ア 個性と能力を発揮できることを目指す人権教育の充実 ・学校の教育活動全体を通して人権尊重の精神を培い、「いじめ」の根絶を目指します。併せて、多様な価値観や考え方を児童生徒が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分に発揮できることを目指す人権教育の充実を図ります。
	⑧青少年の健全育成 主な取組 ア 情報モラルの育成 ・情報モラルの必要性や情報に対する責任を理解する心を育成します。 イ 青少年育成市民会議 ・青少年育成市民会議の活動を通して、次代を担う若者の資質や能力の育成に努め、青少年の健全育成を進めます。
(3) 健やかな体の育成	①健康教育の充実 主な取組 ア 学校保健、学校給食及び食育等の推進 ・運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健、学校給食及び食育等を推進します。 ・学校給食等を通じた食育や地元の食材の提供による地産地消の推進を図ります。
(4) 幼児期における質の高い教育の推進	①幼児教育の充実 主な取組 ア 幼児教育の推進体制の充実 ・公立・私立の別や施設の種類を超えて、一体的な幼児教育推進体制の充実を図ります。

基本方針 1 バランスのとれた知・徳・体を育成します	
施策項目	施策の概要
(4) 幼児期における質の高い 教育の推進	イ きめ細かな指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園（所）における生活の全体を通じ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通し、幼児一人一人の特性に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。 ・幼稚園・保育園（所）と、保護者、地域、関係機関との連携を促進し、体験学習機会の充実や他世代交流、教育相談等の支援の充実に努めます。
	②幼児教育と小学校教育との連携 主な取組 ア アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの融合 <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園（所）と小学校の連携を進め、カリキュラムの検討や子供たち同士の交流活動の実施等に取り組みます。 ・小1プロブレムの解消への取り組みとして幼稚園・保育園（所）と小学校の教員との交流と情報交換に努め、小学校教員による幼稚園・保育園（所）の参観など交流に努めます。

基本方針2 学校・家庭・地域による教育を推進します

1 施策の方向

- 子育てについて学ぶ機会の提供や、地域で子育てを支援する人材育成を進め、家庭や地域の教育力向上を図ります。
- 学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通じてよりよい地域を創るという目標を共有し、各主体が連携・協働する体制づくりを推進します。

2 施策の内容

基本方針2 学校・家庭・地域による教育を推進します	
施策項目	施策の概要
(1) 家庭の教育力の向上	<p>①家庭の教育力の向上 主な取組 ア 家庭教育支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育や相談体制に関わる情報提供を行います。 ・相談体制の質の向上に努め、各相談機関と連携を深めます。 ・大月市教育支援室及び大月市教育支援センターにおいて、家庭教育や子供の発達などに関する悩みや不安に対し、必要な助言を行います。 ・家庭教育の基本となる家族のコミュニケーションを豊かにするため、「家読」を推奨します。
(2) 学校・家庭・地域との 連携・協働の推進	<p>①学校を核とした人づくり・地域づくりの推進 主な取組 ア 地域活動や体験活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への子供の参加や地域における体験活動などの支援を、市と地域住民が一体となって取り組みます。 ・地域で子供たちを見守り育てている育成会の充実と活性化を目指します。 ・地域住民の積極的な活用を図った放課後子供教室や、学校応援団育成に向けた取組を推進します。 <p>イ コミュニティ・スクールの導入促進及び運営の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」のために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を支援します。 <p>ウ 青少年の健全な育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」の適切な施行を通して、青少年の健全育成に、総合的に取り組みます。 ・青少年健全育成を推進するため、青少年育成市民会議の活動を支援します。
	<p>②子供の読書活動支援 主な取組 ア 読書活動を進めていくための交流の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の読書活動を進めていくための高度な知識や技術を持った人材の活用を図ります。

基本方針 2 学校・家庭・地域による教育を推進します	
施策項目	施策の概要
(2) 学校・家庭・地域との 連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に関わる多様な見解や意見が交わせる交流の機会を創出します。 <p>イ 図書館による読書活動機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の図書や資料を充実させ、学校図書館との連携を進め、全ての子供たちに質の高い読書活動の機会を提供します。
	<p>③安全・安心な居場所の確保</p> <p>主な取組</p> <p>ア 放課後対策の総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童に放課後の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動・学習の機会の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開

基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します

1 施策の方向

- 生涯学習の意義について理解を深め、積極的に学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会の提供に努め、推進体制の充実を図ります。
- 生涯学習に取り組む者が活躍できる場を広げるなど、学習成果の活用を支援し、地域社会の活性化につなげていきます。
- 社会教育に関わる者を対象にした研修を実施し、優れた資質と専門的知識を有し、社会における人づくり、地域づくりを担う人材の育成を図ります。

2 施策の内容

基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	
施策項目	施策の概要
(1) 生きがいを持ち、 社会参画するための 学びの推進	①現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 主な取組 ア 持続可能な開発のための教育（ESD）への地域住民の参加促進 ・社会教育活動を推進する上での、地域の課題発見や課題解決のために、具体的に行動できる地域住民の学習機会を増やします。
	②生涯学習環境の充実 主な取組 ア 生涯学習環境の充実 ・市民の学習活動を支援するため、多様な学習ニーズに沿った学習情報や人材等についての情報提供の充実を図ります。 ・生涯学習の基盤として、市民の調査研究及び地域の文化・経済の発展に役立つ資料の整備・充実を図ります。 ・社会教育施設において、市民の生涯学習活動の場を提供します。 イ 高齢者の学習ニーズに応える環境の充実 ・人生100年時代を迎える中、高齢者の学習ニーズに応えるとともに、高齢期の豊かな人生の実現を図り、自立や協働の学びを通して、地域の活性化に寄与する人材を養成する場を提供していきます。
	③若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 主な取組 ア スポーツに対する意識の啓発 ・生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、運動やスポーツに対する意識の啓発を図ります。

基本方針 1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	
施策項目	施策の概要
(1) 生きがいを持ち、 社会参画するための 学びの推進	<p>イ 一人一スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携・協働により、市民のだれもが、各人の自発性の下、各々の興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツ活動に参画できるよう取り組みます。 ・スポーツへの参画機会の充実を図ることにより、一人一スポーツを推進し、市民全体のスポーツ実施率の向上に取り組みます。 <p>ウ 総合型地域スポーツクラブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を充実するため、総合型地域スポーツクラブの育成をさらに推進します。 <p>エ 指導者の育成、施設や情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに関わる様々な主体が連携・協働し、施設や情報の充実等を図ります。 <p>オ スポーツに対する機運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に市民のスポーツに対する機運の醸成を図ります。
	<p>④生涯を通じた文化芸術活動の推進</p> <p>主な取組</p> <p>ア 文化芸術に親しむ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望に応じた文化芸術普及及び事業の充実を図るため、各社会教育施設等が連携して文化振興の一層の推進と発信強化を図ります。 ・市民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、文化力の一層の向上を図ります。 <p>イ 文化祭の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の交流を通じて市民の文化芸術活動への参加を促進し、個性あふれる文化芸術を創造するため、「文化祭」を開催します。 <p>ウ 文化芸術活動を行う個人や団体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術家と子供たちの交流事業や優れた文化芸術作品の鑑賞の機会等を通して、豊かな創造力や感性、表現力などの育成に努めます。 ・文化芸術の振興と文化力の向上のため、文化芸術活動を行う個人や団体の交流の促進に努めます。 <p>エ 文化財の適切な保存と継承のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存状態についての調査に努め、文化財の適切な保存と継承のための取組を行います。 ・地域固有の伝統芸能等の保存事業や文化財の保存・継承のための記録に係る取組へ支援を行います。 ・文化財の保存に係る緊急性や必要性を適切に判断し、所有者等が行う文化財の保存修理を支援します。 ・文化財審議会等と連携し、学術的価値を有し、文化財として保護すべき指定候補物件の把握に努めます。
	<p>⑤生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備</p> <p>主な取組</p> <p>ア 学習成果の活用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭・地域社会などで培われた様々な学習成果を実践につなげていく「生涯学習推進大会」などを実施し、地域における指導者を育成・支援します。

基本方針 1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します	
施策項目	施策の概要
(2) よりよい地域づくり に向けた学びの推進	①新しい地域づくりに向けた社会教育の振興 主な取組 ア 社会教育の振興のための取組 ・社会教育委員の会議を開催し、教育委員会の諮問事項について、社会教育委員の意見をまとめた提言書を作成し、本市社会教育の振興を図ります。 イ 社会教育関係団体の活性化 ・社会教育関係団体の支援や、社会教育の活性化を図ります。
	②社会における人づくり、地域づくりを担う人材の育成 主な取組 ア 指導者の養成 ・社会教育関係職員、社会教育関係団体関係者等を対象にした研修等への参加を促し、優れた資質と専門的知識を有し、社会教育の推進に中核的な役割を果たす指導者を養成します。
	③持続可能な社会教育施設、社会体育施設の運営 主な取組 ア 社会教育施設の運営と連携 ・図書館及び郷土資料館等が地域の要請に応じて多様な学習機会を提供していくことができるよう、「学びの場」としての効率的な運営と連携を図ります。 イ 計画的な老朽化対策 ・市民会館、公民館、図書館及び郷土資料館等の社会教育施設や総合体育館等の社会体育施設について、長寿命化対応等の計画的な老朽化対策等を行うとともに、施設のあり方について検討します。

基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます

1 施策の方向

- 学ぶ意欲を持つ社会人が働きながら学びやすいよう、講座を週末・夜間開講、短期集中開講等にするなど、教育プログラムの工夫を図るとともに、講座に関する情報発信の質の向上に努め、社会人の学び直しを推進します。
- 卒業後も生涯にわたりスポーツや文化芸術に親しめるよう工夫等を図るとともに、だれもがスポーツや文化芸術を楽しむことができる取組を推進します。

2 施策の内容

基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます	
施策項目	施策の概要
(1) 社会人の学び直しの支援	① 学ぶ意欲の喚起 主な取組 ア 公開講座等を活用した学び直しの機会の提供 ・大月短期大学の公開講座等の受講を契機とし、学び続ける機会の創出に努めます。
(2) 障害者の生涯学習の推進	① 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等 主な取組 ア 障害者のスポーツ活動、文化芸術活動の推進 ・県教育委員会と連携する中で、学校教育外における障害者の継続的なスポーツや文化芸術活動の実施促進に向け、身近な場所でスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の充実や環境づくり及び特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの支援を目指します。
	② 地域と学校の連携・協働の推進 主な取組 ア 地域と学校の連携・協働の推進 ・地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進します。
	③ 自立と社会参加に向けた教育の充実 主な取組 ア 自立と社会参加に向けた教育の充実（後掲）

基本目標Ⅲ だれもが安心して学べる教育環境の整備

基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます

1 施策の方向

- 学校における働き方改革として業務の役割分担・適正化等を進め、教材研究等や子供と向き合う時間の確保に努めます。
- 県教育委員会と連携し研修を充実させることにより、時代が変わろうとも魅力ある学校を創る教員を目指します。
- 全ての学習の基盤となる情報活用能力等の育成が必要なことから、学校の ICT 環境の充実を目指します。
- 小中学校において、校舎等の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策ができるよう計画の策定を目指し、教育環境の安全性の向上に努めます。

2 施策の内容

基本方針1 質の高い教育のための環境整備に努めます	
施策項目	施策の概要
<p>(1) 学校における働き方改革の推進</p>	<p>① 学校における業務の効率化 主な取組 ア 教員の多忙化改善に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会主催の会議や研修、調査やアンケートの縮減を図ります。 ・ 各学校では、毎年「改善計画」を作成し、会議や業務の効率化、学校行事や部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材の活用等について計画的な取組を進め、教材研究等の時間確保に努めます。 ・ 放課後に会議や部活動を行わない日を実施することにより、子供と向き合う時間の確保につなげていきます。 <p>イ 校務支援システムの整備・促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における事務の一層の効率化を進め、教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図るため、県と連携し一体的に校務の ICT 化に取り組みます。 <p>ウ 勤務時間に関する教員の意識改革と時間外勤務の抑制に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定を行います。 ・ 校長の主導のもと校務の整理、統合、廃止等の検討を進め、日々の教育指導や事務処理を効率的に実施できるよう努めます。 ・ 部活動については、適切な活動時間や休養日の設定等についてガイドラインに基づいた活動を推進します。

基本方針 1 質の高い教育のための環境整備に努めます	
施策項目	施策の概要
(2) 魅力ある学校を支える 指導体制の充実	①教員の指導体制・指導環境の整備 主な取組 ア きめ細かな指導の支援 ・県教育委員会と連携し、児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るとともに、いじめ・不登校対策、小学校外国語教育への対応など、様々な教育課題に対応した講師の配置を行います。 イ 魅力ある授業に向けた取組 ・魅力ある授業の展開に向けて授業改善を進めるとともに、学力調査の実施や結果分析、その成果と課題を踏まえた授業の改善に努めます。 ウ 地域と共に進める学校づくり ・学校と地域が連携・協働して子供を育てる学校づくり、地域づくりを目指し、コミュニティ・スクールの仕組みづくりに努めます。
	②これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上 主な取組 ア 教員の資質・能力の向上 ・大月市教育支援室による市講師指導・支援、相談活動の充実に努めます。 ・幼保小中の連結を進め、視野が広く、学び続ける教員を支援し、教職員の資質向上を図ります。 ・県の教育委員会と連携し、特に若い教職員の指導力や使命感の向上を図り、市独自の教員 OB リレー講座や、夏季休業を利用した、教員研修会を実施します。
(3) ICT 活用のための 基盤整備	①各教科等の指導における ICT 活用の促進 主な取組 ア ICT を活用した分かりやすい授業の充実 ・ICT を活用した分かりやすい授業の充実に努めます。 イ 教員の指導力向上 ・ICT 教育支援員の活用により、教員の ICT 活用能力及び ICT 活用指導力の向上を図ります。
	②校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 主な取組 ア 安全で快適な教育環境の整備 ・児童生徒の個人情報や教育成果等の情報を守るため、情報セキュリティの確保に努めます。 イ 校務支援システムの整備・促進（再掲）
	③学校の ICT 環境整備の充実 主な取組 ア 設備の整備 ・新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育の円滑な実施に向けた ICT 環境の整備を目指します。

基本方針 1 質の高い教育のための環境整備に努めます	
施策項目	施策の概要
(4) 安全・安心で質の高い 教育環境の整備	①安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 主な取組 ア 小中学校施設の長寿命化 ・小中学校について、長寿命化改修を計画的に実施できるよう計画策定を推進します。
	②学校における教材等の教育環境の充実 主な取組 ア 教材備品等の整備 ・円滑な授業の実施に必要な図書・教材備品等の整備に努めます。
	③学校安全の推進 主な取組 ア 学校設備等の点検による安全の確保 ・学校の防犯対策や建物の定期点検、消防設備等の保守点検を行い、安全の確保を図ります。 イ 地域社会における学校安全への取組 ・子供たちの登下校時の安全を守るため、交通安全・生活安全（防犯）・災害安全（防災）の3観点から、警察や保護者等との連携を強化します。

基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります

1 施策の方向

- 子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、県、市町村、関係支援団体と連携・協働し、学校をプラットフォームとした総合的な支援を図ります。
- 特別支援教育や日本語指導等、多様なニーズに対応し、子供たちが安心して学べ、一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす教育を推進します。

2 施策の内容

基本方針2 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	
施策項目	施策の概要
(1) 全ての子供の教育機会を保障する支援	① 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化 主な取組 ア きめ細かな指導の支援（再掲） イ 魅力ある授業に向けた取組（再掲） ウ 魅力ある学校・学級づくりの推進（再掲） ・いじめ予防や不登校支援の研修の充実を図り、教員の指導力を高めます。また、「居場所づくり」や「魅力ある学校づくり」といった環境構築に努めます。 エ 小・中学校の教員の連携（再掲） オ 子供の学習支援 ・大月サマースクール、大月楽習塾により学習支援を実施し、学習意欲を高め学力や進学率の向上を図るとともに、居場所の提供を通じて、日常生活習慣の形成や社会性の育成を行います。 カ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 キ スクールソーシャルワーカー等を活用した福祉部門との連携強化 ・貧困の状況にある児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげられるよう、スクールソーシャルワーカーの活用を積極的に図り、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。
	② 安全・安心な居場所の確保（再掲） 主な取組 ア 放課後対策の総合的な推進（再掲）
(2) 多様性を包み込む教育の推進	① 特別支援教育の推進 主な取組 ア 学びを育む教育支援体制の整備 ・特別支援教育の充実に努め、様々な障害のある子供たちが、その個性に応じた支援が受けられるよう、環境整備に努めます。 イ 連続性のある多様な学びの場の充実 ・全ての学校において、特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組を推進するとともに、「通常の学級」、「通級による指導」、「特別支援学級」、「特別支援学校」それぞれの学びの場における教育の充実を図ります。

基本方針 1 多様な学びの機会の充実と提供を図ります	
施策項目	施策の概要
(2) 多様性を包み込む 教育の推進	<p>ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加に必要な力を培うために、関係機関との連携を強化するとともに、キャリア教育の充実を図ります。また、共生社会の形成に向けて、全ての子供たちが経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、交流及び共同学習を推進します。 <p>エ 質の高い学びを支える教員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の教育委員会と連携し、様々な障害特性に対応できるより高い専門性を身に付け、それぞれの職種や役割に応じた資質向上を図るための研修を支援します。
	<p>②外国人児童生徒等への教育の推進</p> <p>主な取組</p> <p>ア 外国人児童生徒への支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と連携し、外国人児童生徒への支援体制を整備し、就学の促進を図るとともに、日本語指導の充実を図ります。 <p>イ 帰国児童生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会と連携し、帰国児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るとともに、海外での学習・生活体験を尊重し、個性や特性の伸長を支援します。 <p>ウ 多様なニーズに応じた教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な課題を抱えた子供たち一人一人の状況に応じた教育を推進します。 <p>エ L G B Tなど性的少数者への理解と配慮ができるよう人権教育の視点に立った教育を推進します。</p>